

令和8年度 にしみたか学園 三鷹市立井口小学校 「学校いじめ防止基本方針」

本校は、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針（平成 29 年 3 月）」に基づき、いじめ防止に向けて、以下に示す基本方針を定める。

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての子どもを対象に、いじめに向わせないための未然防止に全教職員で取り組む。
- (3) いじめの早期発見に努め、疑いを含む認知した場合は、組織として対応策を考え完全になくなるまで最善を尽くす。

<いじめの定義>（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

I 学園・学校全体での取組

項目			児童・生徒に関わること	保護者に関わること
①いじめの未然防止に関すること			○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。（道徳・特別活動・総合的な学習の時間） ○正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。（道徳・特別活動・総合） ○長い見通しの中で、自ら自己の成長・発達を感じ取り、自らを高めることができるよう自己有用感や自己肯定感を育む。（小・中一貫教育） ○「いじめ防止教育プログラム」等を活用し、「いじめに関する授業」を年3回実施するとともに、校内研修の充実を図り、心の通う対人交流の能力の素地を養う。 ○メールやSNS、LINE等のネットワークを使いたいじめを防止するため、情報モラルを身に付けさせる。 ○デジタルシチズンシップ教育の推進	○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てるように啓発する。 ○友達の気持ちを踏みにじったり、傷つけたりすることの重大さを日頃から子供に伝えてもらう。 ○保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、学校と連携して児童を見守ることなどを啓発する。 ○メールやSNS、LINE等のネットワークの利用について適切な使用方法を家庭や家族で話し合う。
②いじめの早期発見に関すること			○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用して、児童から情報を収集する。 ○第5学年児童を対象に、スクール・カウンセラーによる全員面談を年度当初に実施する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。	○子供とできるだけ会話をするように啓発する。 ○持ち物や服装などの汚れや乱れに気を配るようにしてもらう。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気や、普段から作っておくようにしてもらう。
③いじめの対応に関すること	暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くように努力してもらう。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせるように、叱責・別室指導等を行う。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。	○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにしてもらう。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことができるようになるまで協力してもらう。

	暴力を伴わない場合	いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応をする ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜くという姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせるように、叱責・別室指導等を行う。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。	○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように促す。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等をするように伝える。集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことができるようになるまで協力してもらう。
	行為が見えにくいいじめの場合	いじめられた側	○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜くという姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせるように、叱責・別室指導等を行う。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラーと連携をとる。	○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように促す。
	直接関係のない者		○傍観することはいじめに加担するのと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせ、好ましい集団活動を取り戻すことができるように指導する。	○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子供に育てるように啓発する。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者にはなってはならないという気持ちを育てるように伝える。
④いじめの重大事態＊１への対応に関すること	いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○速やかに教育委員会に報告するとともに、複数の教員による組織的な見守り体制をとる。教職員間の情報共有の徹底を図る。 ○児童の心のケアを目的に、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等を活用する。 ○状況に応じて、「保健室登校」などを実施し、児童が少しでも登校しやすい状況を作る。	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話を傾け、事実や心情を聞くように努力してもらう。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。 ○スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携し、心のケアを行う。	
	いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせるように、叱責・別室指導等を行う。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。	○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにしてもらう。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことができるようになるまで協力してもらう。	
⑤解消後の対応に関すること		○いじめが解消したと見られる場合も、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。 ○再発防止のために日常的に取り組む内容を再検討する。特に再発防止に向けては、児童生徒が互いに理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。		○継続して、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行うことを伝え、家庭での様子も伝えていただくよう連携をとるようにする。

Ⅱ いじめの早期発見

- ① 日常での見取り
- ② 学年会での共通の話題
- ③ ふれあいアンケートの実施（6月・11月・2月）による把握
いじめの深刻さの指標
 - ・ 本人の訴え
 - ・ 保護者の訴え
 - ・ 継続的である
 - ・ 登校しぶり
 - ・ 集団でのいじめ
- ④ 体罰調査による把握
- ⑤ 保護者からの情報

Ⅲ 学校サポートチームによる組織的な対応

- ① 組織で連携して、いじめへの対策を行う。

学校サポートチーム	
校内いじめ防止対策委員会 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任 養護教諭、教育支援コーディネーター スクールカウンセラー、担任、学年主任	・ 三鷹市子ども家庭支援センター ・ 民生児童委員 ・ 青少年委員 ・ CS 委員 ・ スクールサポーター（三鷹警察） ・ SSW

- ② いじめと疑われる行為が発見した場合は、直ちに校内のいじめ防止対策委員会を開く。
 - ・ いじめの認知と状況の確認を行い、組織的な対応を検討する。
 - ・ 保護者と連絡を取りながら、いじめの解消に向けての対応を行う。
- ③ 学校だけで対応が困難な場合には、校長は必要に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を市教育委員会に要請する。

※「重大事態」の考え方（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- （1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

Ⅳ. 地域・家庭との連携

①各家庭への取組	○自分の子供に関心をもち、子供のさびしさやストレスに気付くことのできるように啓発する。 ○ダメな時は「叱る!」、頑張った時は「褒める!」、を合い言葉に、家庭でも意識させる。 ○家族一人ひとりの存在が大きく影響することを伝え、他人任せにしないで、自ら子育てに参加するよう啓発する。
②地域への取組	○子供たちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子供たちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。 ○子供たちと顔見知りになれるよう、子供たちに出会った時はあいさつや声かけをお願いします。 ○公園や遊び場などで子供が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけてもらう。 ○いじめの問題について、CS委員会や地域の会議等で話題に取り上げ、連携した対策を協議する。